

令和 8 年度骨折予防及び骨粗鬆症重症化予防事業業務委託仕様書

1 業務名

令和 8 年度骨折予防及び骨粗鬆症重症化予防事業業務委託

2 業務の背景・目的

本県の医療費の特徴の 1 つとして、骨折に要する 1 人あたり医療費が全国平均より 10% 程度高い状況にあり、高齢化の進展等により骨粗鬆症患者の増加、骨折に伴う医療費の増加や要介護化が大きな課題となっている。

また、全住民対象の骨粗鬆症検診の実施市町村数も 3 割程度にとどまっている。

このような背景から、国民健康保険保険者努力支援制度の主旨を鑑み、県で先行して新たな取組を試行することとし、県内市町村国民健康保険（以下「市町村国保」という。）が骨折予防及び骨粗鬆症重症化予防事業の実施を検討できる素地をつくるとともに、重症化リスク保有層への取組を行うことを目的に、骨粗鬆症及び骨粗鬆症に起因する脆弱性骨折に係る現状分析、県内市町村国保の実態調査及び担当者向け研修の実施、保健事業の実施、効果検証・評価を行うものとする。

3 契約期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 26 日（金）まで

4 業務内容

本業務では、国民健康保険保険者努力支援制度の主旨を鑑み、県で先行して新たな取組を試行することとし、県内市町村国保が骨折予防及び骨粗鬆症重症化予防事業の実施を検討できる素地をつくるとともに、重症化リスク保有層への取組を行うことを目的に、次の業務を行うものとする。

(1) 骨粗鬆症及び骨粗鬆症に起因する脆弱性骨折に係る現状分析

受託者は、本業務を実施する上で必要なデータの提供を受け、県内市町村国保被保険者の骨粗鬆症及び骨粗鬆症に起因する脆弱性骨折に関する現状や健康課題について分析する。

① 分析項目

分析に当たっては、次の分析項目例を参考に、県と協議の上、実施するものとする。なお、県や県内市町村国保が分析結果を基に優先的に取り組むべき課題を明確化

し、今後事業を実施する際に活用できると思われる項目を、専門的な知見を踏まえて積極的に提案すること。

[参考：県が想定する分析項目]

- ・市町村別の骨折にかかる医療費
- ・年齢や性別、骨折部位等による骨折リスク構造の分析
- ・県内における地域間比較や地域差の見える化
- ・国民健康保険期間と後期高齢者医療制度期間における医療費の関連分析
- ・生活習慣に起因する疾病等との関連分析
- ・受託者が収集する、国等が公表しているオープンデータに基づく分析

②提供データ

県から提供できるデータは、以下のとおりとする。

- ア 提供対象：県内市町村国保被保険者
- イ 提供内容：下表のとおり。
- ウ 提供時期：下表 1～6 の令和 6 年度までのデータは契約締結後提供。
令和 7 年度以降のデータは、準備でき次第提供。
- エ 提供媒体：電子データにて提供。パスワードロック機能付きのハードディスク等の媒体は受託者が準備すること。また、郵送が必要な場合は、受託者がセキュリティ便等を手配し、その料金は受託者が負担するものとする。
- オ その他：データの取扱いに当たり、個人情報等の匿名化、暗号化が必要な場合は、受託者の責任において実施することとし、県はその支援を行う。

No.	名称	データ詳細	対象期間
1	KDB 被保険者台帳	別添 1 参照	令和 2 年度 ～ 令和 7 年度まで
2	KDB 突合 CSV		
3	医療レセプトデータ (医科・DPC・調剤を含む)	別添 2 参照	
4	FKAC171	別添 3 参照	
5	KD_IF015 特定健診等被保険者データ	別添 4 参照	
6	S24_003 要介護（支援）者突合状況	別添 5 参照	
7	その他、県が必要と認めたデータ 対象年度の拡大等については、県と協議の上行う。		

③その他のデータ

その他、独自に作成した Excel 等に対象者の情報を入力する等の手法で対象者のデータを取得する場合は、県と協議の上実施すること。

(2) 県内市町村国保の実態調査及び担当者向け研修の実施

受託者は、県内市町村国保の実態やニーズを把握した上で、骨折予防及び骨粗鬆症重症化予防対策に活用できるスキル・ノウハウを習得できるよう、次の業務を行うものとする。

① 県内市町村国保の実態調査

受託者は、②の研修を県内市町村国保の実態に応じたより効果的なものとするため、県内市町村国保における骨折予防及び骨粗鬆症重症化予防対策の実態やニーズの確認を目的として、以下の調査を行う。なお、詳細は県と協議の上、決定する。

調査の目的	県内市町村国保における骨折予防及び骨粗鬆症重症化予防対策の実態やニーズの確認
調査対象	県内全 39 市町村国保
調査方法	ア 県内市町村国保共通のヒアリングシートの作成 県内全市町村国保を同基準で比較できるようにするため、県内市町村国保共通のヒアリングシートを作成する。 イ メールによるヒアリング調査 上記アで作成したシートを用いて、県内全市町村国保を対象にヒアリング調査を行う。 ウ 調査結果の報告 上記イの調査完了後、集計結果を整理した資料を、県へ速やかに提出し報告する。 ※ヒアリング調査については、担当者に過度な負担とならないよう工夫すること。
調査内容	調査の目的を踏まえて、提案すること。 [参考：県が想定する調査事項] 県内市町村国保における骨折予防及び骨粗鬆症重症化予防等事業 ・事業実施状況（実施部署、対象者、実施内容、委託の有無等） ・事業実施における課題 ・事業実施に当たって県に支援してほしいこと

② 市町村国保担当者向け研修の実施

受託者は、骨折予防及び骨粗鬆症重症化予防対策に活用できるスキル・ノウハウを習得できるよう、以下のとおり研修を実施する。なお、詳細は県と協議の上、決定する。

研修の目的	県内市町村国保担当者が研修を通して骨折予防及び骨粗鬆症重症化予防対策に活用できるスキル・ノウハウを習得すること。
対象者	市町村国保担当者、ほか関係職員、国保連合会、県関係職員 ただし、①の結果も踏まえて設定すること。
実施時期	令和8年9月末までに実施すること。
実施形式	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、対面及びオンラインのハイブリッド形式で実施すること。 ・会場は、研修参加者が公共交通機関を使用して参集しやすい、橿原市周辺の施設にすること。（奈良県社会福祉総合センターが望ましい。） ・使用するオンライン会議ツールはZoomとする。 ・当日の内容は録画し、研修後すみやかに動画を県へ提出すること。提供媒体は4（1）②エに準じる。 ・動画はできるだけ細分化し、研修対象者が閲覧しやすいように編集すること。
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・研修の目的を踏まえて、研修の目標（研修参加者の研修終了直後の到達地点）と研修内容を提案すること。 ・①の結果を踏まえた、県内市町村国保の実態やニーズに応じたものにする。 <p>[参考：県が想定する実施内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・骨折予防及び骨粗鬆症重症化予防対策の基礎知識 ・4（1）の分析結果の見方 ・4（1）の分析結果を踏まえた、骨折予防及び骨粗鬆症重症化予防対策事業実施例の提案 ・県内市町村国保が保健指導などで利用できる、具体的な指導内容（運動指導や栄養指導など）
評価	<ul style="list-style-type: none"> ・研修終了後にはアンケートを実施し、県へ集計結果を速やかに報告する。 ・アンケートには、研修の目標（研修参加者の研修終了直後の到達地点）に到達したか、研修参加者の参加目的、その目的が満たされる研修だったかに関する設問を必ず入れること。

③ 保健事業に活用できる資材作成の実施

受託者は、4 (1) の分析結果及び①の実態調査を踏まえて、骨折予防及び骨粗鬆症重症化予防のための住民向け啓発資材を作成する。啓発資材は、電子データにて提供すること。なお、詳細は県と協議の上、決定する。

(3) 保健事業の実施

県内市町村国保のうち、5市町村国保程度を対象に保健事業を実施するものとする（以下、実施対象の市町村国保を「モデル市町村国保」という。）。保健事業の内容は、以下のとおりとする。

① 介入対象候補者の抽出

介入が必要であると考えられる、脆弱性骨折後の骨粗鬆症未治療者及び骨粗鬆症治療中断者等（以下「介入対象候補者」という。）を抽出し、重症化リスク等により、介入の優先順位が判別できるよう整理した介入対象候補者リストを作成する。

また、抽出基準は、次の必須条件を満たすこととし、詳細な条件については、効果的な介入になるよう提案すること。抽出基準の設定に当たっては、事前に県、モデル市町村国保及び受託者が協議の上、決定するものとする。

[必須条件]

- ・モデル市町村国保被保険者
- ・令和9年3月31日時点で、40歳～74歳の者
- ・現在骨粗鬆症で治療中、通院中でない者

[参考：県が想定するターゲット・対応範囲]

- ・脆弱性骨折治療後、骨粗鬆症の傷病名が確認できない者（未治療者）
- ・脆弱性骨折治療後、骨粗鬆症の傷病名及び治療薬の処方がある者のうち、直近に治療が確認できない者（治療中断者）
- ・脆弱性骨折の有無にかかわらず、骨粗鬆症の治療が中断していると思われる者

なお、介入対象候補者の抽出に必要なデータは、4 (1) ②イの提供データに加え、モデル市町村国保が次のデータを保持している場合は、その提供を想定しているが、このほか、KDBシステム等から抽出可能なデータが必要な場合、その対応については、県、モデル市町村国保及び受託者で協議する。

(提供データ)

- ・骨粗鬆症検診データ（氏名、生年月日、結果、精密検査受検者の結果等）
- ・外字フォントファイル（EUDC.TTE）

② 通知書の作成及び発送

①の介入対象候補者リストのうち、モデル市町村国保が必要と認めた者（以下「通知対象者」という。）に対して、医療機関への受診や相談、骨粗鬆症健診への受診を促す

など通知対象者ごとに最適な内容を記載した通知書を送付する。

通知書の送付数の上限は 1,000 通とする。

通知書の内容は、ソーシャル・マーケティングやナッジ理論等の手法を活用し、骨粗鬆症及び骨折予防のための生活習慣や受診勧奨に関する内容を含めたものとし、年齢や骨折部位等によって、内容を工夫すること。また、通知書の形状は郵送可能なものとし、開封を誘引する工夫を行うこと。

通知書の内容は、事前に県、モデル市町村国保及び受託者が協議の上、決定するものとする。

なお、通知書及び宛名の作成、印刷、発送にかかる費用は委託料に含めるものとする。

③ 問合せ対応及び対応マニュアルの作成

通知書の内容に関する問合せ等に対応するため、通知書発送後 3 か月間、専用番号を設定した電話相談窓口を設置し、通知対象者からの問合せに対応することとし、問合せ結果については質問分類ごとに集計した報告書を 2 週間ごとに県及びモデル市町村国保へ提出すること。

また、モデル市町村国保宛に問合せがあった場合でも対応できるよう、通知書発送までに県、モデル市町村国保及び受託者が協議の上、問合せ対応マニュアルを作成すること。

なお、電話相談窓口は奈良県の休日を定める条例（平成元年 3 月 31 日奈良県条例第 32 号）第 1 条に定める休日を除き、10 時から 17 時の対応が可能となるよう体制を整備するものとする。

問合せに対応する者は、本業務の趣旨を十分に理解し、骨粗鬆症及び骨粗鬆症に起因する脆弱性骨折に係る知識を有していること。

(4) 保健事業の効果検証・評価

受託者は、4 (3) ②の通知書送付後、通知書送付前後における通知対象者の行動変容の状況を分析し、介入による効果を検証すること。なお、本業務の目的を踏まえた上で、県や受託者で保有する既存データを利用した比較検証を行うこと。

県から提供できるデータは以下のとおりとする。

No.	名称	対象期間
1	KD_IF015 特定健診等被保険者データ	検証開始月直前
2	医療レセプトデータ (医科・DPC・調剤を含む)	令和 8 年度～直近値まで
3	その他、県が必要と認めたデータ 対象期間の拡大等については、県と協議の上行う。	

このほか、モデル市町村国保が次のデータを保持している場合は、その提供を想定し

ているが、その対応については、県、モデル市町村国保及び受託者で協議する。

(提供データ)

- ・骨粗鬆症検診データ（氏名、生年月日、結果、精密検査受検者の結果等）

なお、年度内に評価できない項目がある場合は、次年度以降県及びモデル市町村国保が評価できるよう、その項目、データの確認方法、その項目の実績の程度別の評価方法等を県に提示すること。

(5) 業務報告会

受託者は、県及び県内市町村国保に対し、本業務の評価を実施した後、業務報告会を行うこと。

業務報告会は中間報告会と最終報告会の全2回実施する。なお、詳細は県と協議の上、決定する。

報告会の内容は、4 (1) の分析結果、4 (2) の実態調査及び研修結果、4 (3) 及び (4) の保健事業の実施や効果検証についての評価（結果と改善策等）、業務全体の評価と県や県内市町村国保が優先的に取り組むべき課題を明確化し、今後事業を実施する際に活用できる内容を含むものとする。

なお、中間報告会は4 (2) ②で実施する研修と併せて実施することも可能とする。

5 スケジュール（予定）

県が想定する業務実施スケジュールは以下のとおり。

契約締結後、具体的な業務フロー及びスケジュールは県と協議し決定することとする。

令和8年	5月	キックオフ会議（スケジュール確認等）
	5月	受託者へのデータ提供（県が提供できるデータ）
	6月	モデル市町村国保の決定
	7月	県内全39市町村国保の実態調査
	8月	介入対象候補者の抽出
	8月	通知対象者への通知書送付
	9月	県内市町村国保担当者向け研修・中間報告会の実施
	令和9年	2月
3月		最終報告会の開催
3月		業務実績報告書の提出

6 成果品

成果品は、県及び受託者で協議の上、県が指定する部数・形式・媒体にて提出することとし、媒体（ハードディスク等）は受託者が準備すること。

(1) 事業実績報告書

受託者は、下記内容を含む業務実績報告書を作成し、紙媒体及び電子データを令和9年3月19日（金）までに県へ提出する。下記1～3については今年度本業務に関与していない職員や専門知識のない職員が見ても理解できるよう、表現方法等を工夫すること。

なお、個人情報を含むものはその情報を除くこと。

No.	内容	詳細
1	業務実施概要	業務目的、業務実施結果、今後の方針が1～2ページ程度で簡潔に分かる内容とする。
2	業務実施詳細	業務内容4（1）から（5）の内容について詳細に記載する。
3	今後に向けて	業務の目的を踏まえて、県や県内市町村国保が優先的に取り組むべき課題を明確化し、今後事業を実施するに当たってより効果的かつ効率的な取組に向けた提案・助言を記載すること。

(2) モデル市町村国保への結果レポート

受託者は、モデル市町村国保別に4（3）及び（4）の保健事業の実施や効果検証についての最終報告をするためのレポートを作成し、県へ提出する。

7 その他

(1) 県との連絡調整

本業務を円滑に遂行するために、定期的に県と打合せを実施し、本業務の進捗状況を適宜県に報告する等、県との連絡調整を十分図ること。

なお、県との打合せの際には、その内容を議事録に記録し、県に提出すること。

(2) 公契約条例に基づく遵守事項の遵守

本業務を受託しようとする者は、別紙1「公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）」に記載の事項を遵守すること。

(3) 秘密の保持

本業務の遂行に当たって知り得た情報を外部に漏らし、又は他の目的のために利用してはならない。業務委託期間が終了した後も同様とする。

本委託業務遂行のための個人情報の取扱いについては、別紙2「個人情報取扱特記事

項」を守らなければならない。業務の一部を第三者に委託する場合も同様とする。

(4) セキュリティ対策

本業務の履行に当たり、奈良県情報セキュリティポリシーを遵守すること。特に別紙3「情報セキュリティに係る特記事項」について留意すること。

(5) 再委託に関する事項

本業務の全部又は主たる部分、契約金額の2分の1以上に相当する業務を第三者に委託又は請け負わせてはならない。

業務の一部を第三者に委託又は請け負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性、委託金額等について記載した書面を県に提出し、承諾を得なければならない。

なお、再委託の相手方又は内容を変更しようとするときも同様とする。

再委託する場合は、再委託先にも本契約を遵守させるものとする。また、受託者は再委託先の行為について全ての責任を負うこととする。

(6) 成果品の帰属

受託者は、本業務の成果品及び作成中の書類等に関する全ての著作権を、県に譲渡するものとする。

県は、本業務の成果品の改変を行うことができるものとし、受託者は、本業務の成果品に関する著作権者人格権を行使しないものとする。

受託者は、本業務の成果品が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から本業務の成果品に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

(7) 費用の負担

契約の締結、業務の履行に関して必要な費用は、特段の定めのない限り、全て受託者の負担とする。

(8) 仕様の変更

県は、業務実施の過程において本仕様書の変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は委託料の範囲内において仕様書の変更に応じること。

(9) 本仕様書に定めのない事項への対応

本仕様書に定めがない事項及び疑義が生じた場合は、県と受託者で協議の上、決定するものとする。

(10) その他の留意事項

- ①業務完了後、受託者の責に帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見されたときは、県が必要と認める訂正、補正、その他必要な措置を行うものとし、これに要する経費は受託者の負担とする。
- ②本契約の記載事項に違反したとき、又は業務を完了する見込みのないときは、県は本契約を解除し、損害補償させる場合がある。
- ③災害や感染症拡大等の影響により、本業務の遂行に支障が出る場合は、業務の中止、業務内容及びそれに伴う経費積算の変更について、県と協議を行い県が決定する。

〈別紙 1〉

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

〈別紙 2〉

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等に基づき、本個人情報取扱特記事項（以下「特記事項」という。）を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(責任体制の整備)

第2 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(作業責任者の届出)

第3 乙は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定め、作業責任者については、あらかじめ、書面（参考様式1）により甲に報告しなければならない。

2 乙は、作業責任者を変更する場合は、事前に、書面（参考様式2）により甲に報告しなければならない。

3 作業責任者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。

4 乙は、作業責任者及び作業従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(教育の実施)

第4 乙は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記事項における作業従事者が遵守すべき事項その他この契約による事務の適切な実施に必要な教育及び研修を、作業責任者及び作業従事者全員に対して実施しなければならない。

(取得の制限)

第5 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を取得するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

(秘密の保持)

第6 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(再委託)

第7 乙は、この契約による事務を第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、この契約による事務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及

び監督の方法を明確にした上で、あらかじめ、書面（参考様式3）により再委託する旨を甲に申請し、書面（参考様式4）によりその承認を得なければならない。

3 前項の場合、乙は、再委託先に、甲が乙に求める個人情報等に関する安全管理措置と同等の措置を講じさせ、特記事項に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の手續及び方法について具体的に規定しなければならない。

5 乙は、再委託先に対してこの契約による事務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理・監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

6 第1項から前項までの規定は、再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。
（派遣労働者等の利用時の措置）

第8 乙は、この契約による事務を派遣労働者に行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等、個人情報等の取扱いに関する事項を明記し、この契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、この契約による事務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に特記事項に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

3 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（漏えい、滅失及び毀損の防止）

第9 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（目的外利用・提供の禁止）

第10 乙は、この契約による事務において利用する個人情報について、この契約による事務の目的以外の目的で利用してはならない。また、乙は、甲が指示した場合を除き、この契約による事務において利用する個人情報を無断で第三者に提供してはならない。

（複写又は複製の禁止）

第11 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

（受渡し）

第12 乙は、甲乙間の個人情報の受渡しに関しては、甲が指定した手段、日時及び場所で行った上で、甲に個人情報を預ったことを証する書面（参考様式5）を提出しなければならない。

（資料等の返還等）

第13 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が当該情報の消去又は廃棄その他の指示をしたときは、当該指示に従うものとする。

2 前項ただし書の場合において、甲から立会いを求められたときは、乙は、これに応じ

なければならない。

3 乙は、この契約による事務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。

4 乙は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去及び廃棄を行った日時、担当者名並びに消去及び廃棄の内容を記録し、写真等を付した消去及び廃棄を証する書面（参考様式6）により甲に対して報告しなければならない。

（監査及び調査）

第14 甲は、この契約による事務に係る個人情報の取扱いについて、特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先に対して、実地の監査又は調査等を行うことができる。

2 甲は、前項の目的を達するため、乙及び再委託先に対して必要な情報を求め、又はこの契約による事務の処理に関して必要な指示をすることができる。

（取扱状況についての指示等）

第15 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、乙に対して、必要な指示を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めることができる。この場合において、乙は、拒んではならない。

（事故発生時における報告等）

第16 乙は、この契約による事務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生したとき又はこの契約に違反する事態が生じ、若しくは生ずるおそれのあることを知ったときは、直ちに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

2 甲は、この契約による事務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

（契約解除）

第17 甲は、乙が特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場合は、特記事項に関連する委託業務の全部又は一部を解除することができる。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

（損害賠償）

第18 乙の故意又は過失により、乙が、特記事項又は法令に違反し、又は特記事項又は法令に定める義務を怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。

注1 「甲」は「奈良県知事」を、「乙」は「受託者」をいう。

2 本契約に同様の規定がある場合であっても、原則としてこの個人情報取扱特記事項から削除しないものとする。なお、当該規定を削除する必要がある場合は、法務文書課県政情報公開係と協議すること。

3 委託事務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、又は記載事項を変更しようとする場合は、法務文書課県政情報公開係と協議すること。

〈別紙 3〉

情報セキュリティに係る特記事項

(認定・認証制度の適用)

第1 個人情報等を取り扱う場合、ISO/IEC27001、ISMS 認証またはプライバシーマーク等の第三者認証を取得しているまたは同等の情報セキュリティ対策が確保されていることを明示すること

(情報へのアクセス範囲等)

第2 取り扱う情報の種類、範囲及びアクセス方法を明確にすること（どの情報をどこに保存しているか、誰がどのようにアクセスできるのか明示すること）

(再委託先の情報セキュリティ)

第3 再委託する場合は、元請けと同等以上の情報セキュリティ対策が確保されていること（再委託先がISO/IEC27001、ISMS 認証またはプライバシーマーク等の第三者認証を取得していること）を明示すること

(情報セキュリティ事故発生時の対応)

第4 情報セキュリティ事故またはそのおそれを覚知した場合は、直ちに発注者側担当者に連絡するとともに、発注者と連携して迅速な対応を行うこと

(電子メール利用時の遵守事項)

第5 インターネットメール送信時には、送信先メールアドレスに間違いがないか十分に確認すること。また、外部の複数の宛先にメールを送信する場合は、BCCで送信すること

(郵便等利用時の遵守事項)

第6 郵便やファックスを送信する場合は、送り先や内容に間違いがないよう複数人で確認すること

(コンピュータウイルス等の不正プログラム対策)

第7 奈良県の情報を取り扱うサーバーや端末等にはウイルス対策ソフトを導入するとともに、不正アクセスがないか監視すること
2 奈良県の情報を取り扱うサーバーや端末等で使用するOSやソフトウェアは、常に最新の状態に保つこと

(情報の持ち出し管理)

第8 仕様書等で定める場合を除き、奈良県の情報を外部記録媒体等で持ち出しすることを禁止すること

(契約満了時のデータ消去)

第9 契約満了後、特記ある場合を除き、委託先端末等に保存されている個人情報等は完全に消去の上、消去証明書を提出すること

(準拠法・裁判管轄)

第10 データセンターを利用する場合、データセンターが国内の法令及び裁判管轄が適用される場所にあること

(契約満了時のアカウント削除)

第11 クラウドサービス等でその利用を終了する場合、アカウントが正式に削除・返却されたことを明示すること